

佐世保市監査委員公表第5号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年2月19日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



子ども未来部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 子ども未来部 子ども政策課、保育幼稚園課、子ども支援課、
すこやか子どもセンター、子ども発達センター

教育委員会 教育機関
幼児教育センター

3 監査の期間 令和 6 年 12 月 12 日（木）～令和 7 年 2 月 6 日（木）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和 6 年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われている
か関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により
実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管
理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要
な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 職員駐車場用地賃貸借料において、佐世保市財務規則第 268 条の 2 第 1 項で「令第 171 条の規定による督促は、納期限後 20 日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあつた。

(子ども政策課)

規則を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

2. 支出事務

- ① 佐世保市不妊治療費助成事業補助金において、佐世保市文書規程第 18 条で「…指令…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定を受けていない指令書に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。

(すこやか子どもセンター)

規程を再認識し、適正な事務処理を行われたい。

3. 契約事務

- ① 給食ソフトウェア保守業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 4 条第 6 項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていなかった。

(保育幼稚園課)

要綱を再認識し、適正な事務処理を行われたい。

4. 財産管理事務

- ① 普通財産賃貸借契約に係る変更契約において、佐世保市文書規程第 18 条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について総務課長の審査を受けていなかった。

(子ども政策課)

規程を再認識し、適正な事務処理を行われたい。